

## 産業廃棄物処分業許可証

住所 埼玉県狭山市大字堀兼66番地の1  
氏名 株式会社早稲田商事  
代表取締役 西澤 隼

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 大野 元裕



許可の年月日 令和4年12月2日

許可の有効年月日 令和9年11月19日

## 1. 事業の範囲

中間処理

破 砕：廃プラスチック類 以上1種類

溶融減容：廃プラスチック類（廃発泡スチロールに限る。） 以上1種類

## 2. 事業の用に供するすべての施設

施設等の所在地

埼玉県狭山市大字堀兼字平野66番5、66番6、66番7、69番1、69番7  
以上5筆（面積624㎡）

処理施設及び保管施設の概要は裏面のとおり。

## 3. 許可の条件

(1) 中間処理及び処理に伴う保管は、2.に掲げる場所で行うこと。

(2) 中間処理は、裏面に掲げる処理施設で行うこと。

## 4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
平成4年11月20日	指令廃対第604号	新規許可
平成15年10月17日	指令廃指第3044号	変更許可（破砕施設及び溶融減容施設の追加）
平成20年3月10日	指令廃指第1312号	変更許可（破砕・減容施設の追加）
令和2年2月25日	西環第5-115号	変更届（溶融減容施設の入替え）
令和4年12月2日	指令西環第1-15号	更新許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

## 処理施設の種類及び能力等

施設の種類	処理能力	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可年月日 許可番号
破碎施設	2.0t/日 (8時間)	廃プラスチック類 以上1種類	平成24年7月11日 — —
溶融減容施設	0.8t/日 (8時間)	廃プラスチック類 (廃発泡スチロールに限る。) 以上1種類	平成24年7月11日 — —
溶融減容施設	2.0t/日 (8時間)	廃プラスチック類 (廃発泡スチロールに限る。) 以上1種類	令和2年2月25日 — —

## 保管施設の種類及び能力等

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ等
廃プラスチック類 以上1種類	21.7㎡	0.8m (屋外)

(以下余白)